

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	一般社団法人江戸川区医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科(3年制)	夜・通信	1年次 19単位 2年次 27単位 3年次 24単位	1年次 10単位 2年次 10単位 3年次 10単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

(掲載： https://edogawa-kango.jp/disclosure/)
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	中川 陽之

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	看護専門学校運営委員会
役割	江戸川区医師会の常置委員会より設置され、構成員の定数は 8 名とし、医師会長及び副会長が選任する。 教育課程、学生の進路指導、学校評価、学校運営について審議し、学校管理会議や職員会議に意見具申を行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院長	2026. 6. 2～ 2028. 6 定時総会終了時	解剖生理学・疾病と治療講師、内科・小児科医師として、教育課程の進捗状況について具申する。
病院長	同上	内科（循環器・消化器）外科医師としてアドバイスをを行う。
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	一般社団法人江戸川区医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【シラバスの作成過程】 教育課程については、「講義要項(シラバス)」において、本校で履修すべき科目、単位数および授業時間数を明示している。 教育課程の編成にあたっては、毎年開催する講師会議において、学生の学習状況や国家試験合格状況等を踏まえた意見交換を行っている。各講師には、学習目的・学習目標・使用テキスト・評価方法(評価基準・試験配分等)についてシラバスを作成・確認してもらっている。これらを踏まえ、カリキュラム編成委員会を中心に教務会へ提案し、審議のうえ決定している。 【シラバスの公表】 シラバスは毎年3月末に次年度版を製本し、入学時に学生へ配布するとともに説明を行っている。在学生に対しては、年度当初に変更のあった科目について差し替えを行っている。 シラバスは、外部者による閲覧も可能としている。なお、シラバスには講師の実務経験を明記していないが、教育課程一覧において示しており、開示可能である。	
授業計画書の公表方法	(掲載： https://edogawa-kango.jp/disclosure/)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 「履修科目及び単位認定に関する細則」において、履修科目、単位修得及び成績評価等について規定している。 【参考】 学則第17条(単位の基準) (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 (2) 臨地実習については、30時間から45時間の実習をもって1単位とする。 履修科目及び単位認定に関する細則第4条(単位修得) (1) 履修した科目に合格し、認定会議において認められた者は、所定の単位を修得することができる。 (2) 一度修得した単位及び成績は、取り消すことができない。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 各科目の成績(100点満点)を合計し、その平均点を算出することで、学生の学業成績を客観的に評価している。また、この平均点を基準として学生の成績順位を決定し、本校独自の特待生制度、学業優秀者お表彰候補者選出などに活用している。 成績分布の把握については、学生個々の成績(点数)を、履修科目及び単位認定に関する細則第10条(成績評価)に定める成績評価基準(S・A・B・C・D)に当てはめ、その分布状況を確認している。 成績評価の方法及び基準については、入学時のオリエンテーションにおいて学生へ周知するとともに、学生便覧に掲載し、公表している。 【参考】 学則第25条(表彰) 校長は、学業成績優秀で他の模範と認められる者を卒業の際、表彰することができる。 特待生制度規程第3条(特待生の選定条件)	
客観的な指標の算出方法の公表方法	(掲載： https://edogawa-kango.jp/disclosure/)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業要件については、学則第21条(卒業の認定)において、学則別表に定める全科目114単位(3,060時間)を修得することを卒業要件として明記している。 単位修得状況については、年2回開催する職員会議及び単位認定会議において確認し、履修状況の把握と今後の指導方針を決定している。 卒業年次の学生については、2月に卒業認定会議を開催し、卒業要件の充足状況を審査した上で卒業認定を行う。その後、学校運営委員会の承認を経て、正式に卒業を認定している。 【参考】 学則第21条(卒業の認定) 校長は、別表に定める全科目の単位を修得し、かつ出席すべき日数の3分の1を超えて欠席していない者に対して卒業の認定を行い、卒業証書(学則様式2)を授与する。 2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、学校教育法第131条の2に基づき、専門士と称することができる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	(掲載： https://edogawa-kango.jp/disclosure/)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	江戸川看護専門学校
設置者名	一般社団法人江戸川区医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	本校にて、閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	本校にて、閲覧可能
財産目録	—
事業報告書	本校にて、閲覧可能
監事による監査報告（書）	本校にて、閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
専門学校		医療専門課程	看護学科 昼間部 (3 年制)		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	114 単位 1 年次 45 単位 2 年次 38 単位 3 年次 31 単位	84 (2025 単 位時間)		30 (1035 単 位時間)		
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		115 人	0 人	9 人	48 人	57 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 本課程は、講義 84 単位（2025 時間）および実習 30 単位（1035 時間）、合計 114 単位（3060 時間）で構成されている。授業は講義及び実習を組み合わせ実施し、看護師として必要な専門知識、技術及び実践能力の修得を目的としている。年間の授業計画に基づき、体系的かつ段階的な教育を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価は学則に基づき実施し、各科目のシラバスに明示した評価方法に従い、100 点満点で採点及び認定を行っている。 また、学業成績の総合的な評価にあたっては、各科目の成績及び個人別平均点を用いて総合的に判断している。

得点	評価	判定
90 点以上	S	合格
80 点以上	A	
70 点以上	B	
60 点以上	C	
60 点未満（再試験届未提出者）	D	不合格
卒業・進級の認定基準		
（概要） 本校学則第 20 条（卒業の認定）に基づき、別表に定める全ての授業科目の単位を修得し、かつ出席すべき日数の 3 分の 1 以上を欠席していない者について、校長が卒業を認定する。 教育課程に定められた全ての授業科目の単位を修得した者に対して卒業証書を授与するとともに、専門士（医療専門課程）の称号を付与している。 進級についても、進級要件として定められた授業科目の単位を修得した者について認定会議の審議を経て、校長が進級を認定する。		
学修支援等		
（概要） 学生の学修支援を目的として、放課後に図書室及び交流スペースを開放している。 また、担任教員及び担当教員が履修や学習に関する相談に日常的に対応し、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細かな個別指導を実施している。 経済的支援については、東京都看護師等修学資金制度や日本学生支援機構奨学金制度等について、入学時オリエンテーション及び個別相談を通じて情報提供を行い、学生が安心して学業を継続できるよう支援している。		

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
31 人 (100%)	1 人 (3%)	30 人 (97%)	0 人 (%)
（主な就職、業界等） 病院（看護師）			
（就職指導内容） 学年担任及び就職支援担当教員が中心となり、地域医療への貢献を目的として、主に江戸川区内及び実習受入医療機関への就職支援を行っている。 また、病院奨学金制度を利用して就職する学生も多く、校内の就職資料コーナーや掲示板による求人情報の提供に加え、就職面接講習会等を実施し、円滑な就職活動を支援している。			

(主な学修成果（資格・検定等） - 看護師国家試験受験資格 - 保健師養成機関受験資格 - 助産師養成機関受験資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
7年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
110人	6人	5%
(中途退学の主な理由) - 健康上の理由によるもの - 進路変更によるもの		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任教員を中心として全教職員が連携し、学習面、精神面及び経済面に関する相談に応じている。学生一人ひとりの状況を把握しながら、継続的かつきめ細かな指導・支援を行うことで、中途退学の防止に努めている。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護	300,000 円	600,000 円	500,000 円	教育実習費、施設設備費、 学生保険料、教科書代・教材 費等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校ホームページ「情報公開」内「自己点検・学校評価」にて結果を公表している。 （掲載： https://edogawa-kango.jp/disclosure/ ）		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 学校運営委員長・委員、校長、副校長、校務主任、講師、同窓生等を交えた構成メンバーで、教育課程・入学卒業・就職学生支援、地域社会への貢献等の評価を行う方針である。評価内容は運営委員会・理事会などで報告され、次年度以降の改善に取り組む。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
江戸川区医師会理事	2024 年 6 月～	運営委員長（医師）
元清泉女学院大学学部長 （スクールカウンセラー）	2023 年 6 月～	
実習病院施設院長	2024 年 6 月～	運営委員（医師）
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校教務室にて、閲覧に供している。		
（備考）		
第三者評価は現在未実施であり、上記表中の第三者評価に係わる各項目は、昨年度に実施した学校関係者評価に関する情報を記載している。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

(掲載：<https://edogawa-kango.jp/disclosure/>)

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H113312300049
学校名（〇〇大学 等）	江戸川看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人江戸川区医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		15 人（－人）	15 人（－ 人）	15 人（－ 人）
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	－ 人	－ 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 人）
合計（年間）				15 人（－人）
(備考) q				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0 人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	-人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	-人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	-人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。